

## 印鑑登録証の再交付に 手数料が必要となります

10月1日から、印鑑の再登録の際、印鑑登録証（カード）の再交付手数料として200円をいただきます。

### 手数料が必要なとき

◇印鑑登録証（カード）を紛失、汚損、破損し、再登録するとき  
◇印鑑を変更するため、再登録するとき

※婚姻等により氏が変わり、印鑑を再登録する場合は除く。

### 問い合わせ

市民課 電話 0632

## 住民票等証明書のコンビニ交付 サービス利用停止について

メンテナンスのため、マイナンバーカードによる住民票等証明書のコンビニ交付サービスを一時停止いたします。

### 停止期間

◇10月4日（金）17時～5日（土）10時

◇10月14日（祝）23時～16日（水）6時30分

### 問い合わせ

市民課 電話 0631

## 「広告入り窓口封筒」の 無償提供者を募集します

住民票や印鑑登録証明書などの交付、転入者の方への書類配布の際に、市民の方が持ち帰り用として使用する「広告入り窓口封筒」の無償提供をしていただける事業者を募集します。

### 封筒の規格及び数量

◇角形6号の封筒 2万枚

◇角形20号の封筒 6万枚

### 広告掲載面積

表面・裏面ともに封筒面積の3分の1以下

### 申込み・問い合わせ

10月7日（月）～10月21日（月）に所定の申込書など必要書類を添えて市民課へお申し込みください。

※申込書などは、市民課または市ホームページ（ダウンロード可）にあります。

市民課 電話 0631

## 枯れる前に刈り取りをして 枯草火災をなくそう

これからの季節、空気は乾燥し、青々としていた草もいつしか枯草となります。枯草は大変燃えやすく、タバコの投げ捨てや子どもの火遊びなどの小さな火から簡単に燃え広がります。

住宅周辺の枯草は、そこから火災が発生した場合に建物に燃え移る危険性が高いため、枯れる前の刈り取りをお願いします。また、空地の所有者・管理者は、建物に近接する草を刈り取り、適切な方法で処分してください。

### 枯草繁茂状況を調査します

消防署は、11月から市内の枯草繁茂地の調査を行い、火災予防上危険があると判断した場所については、その土地の所有者・管理者に対し刈り取りを依頼します。

### 問い合わせ

半田消防署北部出張所

電話 5119

## 小規模な飲食店にも消火器具の 設置が義務化されました

10月1日から火を使用するすべての飲食店に消火器具の設置が必要となりました。

### 改正概要

延べ面積150㎡未満の火を使用する設備または器具（防火上有効な措置が講じられたもの（※）を除く）を設けた飲食店等についても消火器具の設置が義務付けられました。

（※）調理油過熱防止装置、自動消

火装置、その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能をもつ装置（圧力感知安全装置等）

### 消火器設置後

6か月ごとに点検し、1年に1回消防署へ点検結果報告書の提出が必要です。

### 問い合わせ

知多中部広域事務組合消防本部

予防課 電話 1491

## 10月1日は知多酒で乾杯を

本市では、知多地域の伝統産品である日本酒（知多酒）による乾杯の習慣及び醸造文化の普及を図るため、「半田市知多酒で乾杯を推進する条例」を制定しています。10月1日は日本酒造組合中央会が制定する「日本酒の日」です。

みなさんも美味しい知多酒で乾杯しませんか。

### 問い合わせ

経済課 電話 0634